

つくば市入札監視委員会  
令和元年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	令和2年(2020年)1月27日(月) 14:00～ つくば市役所 本庁舎2階 防災会議室2・3	
出席委員	<small>委員長</small> 村上 正子 (大学院教授) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 中山 正美 (税理士) 星野 豊 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	2019年4月1日 ～ 2019年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし	
その他	委員の任期は2年であるため、本年5月末で満了となる。	

【事案1】 31市水新設第60号酒丸地区配水管布設工事	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	令和元年(2019年)7月18日
主管課	生活環境部 水道工務課
種別	土木一式
入札者数	17者 (参加申請:18者)
予定価格	97,190,000円(税抜き)
落札額	75,588,000円(税抜き)
落札率	77.77%
質問・意見	回答・説明
一番高い入札価格と比べて落札価格は2割以上低いですが、どの点で価格が抑えられているのか。	聞き取りによると常に取引のある会社から碎石や砂など、大分安く仕入れられるとのこと。また、見積書を見ると布設工事や舗装の部分で努力した経緯は残っている。
入札価格にばらつきがあるが、この差はどのような点から生じているのか。	水道管の材料について、仕入れ値が事業者によって異なってくると聞いている。
材料を安く仕入れられるのであれば、予定価格はもっと低くすることができたのでは。	積算は厚生労働省発行の水道実務必携や茨城県土木部の積算基準、労務単価等を使用して積算しているため、積算に問題はない。
入札参加資格要件としてつくば市指定給水装置工事事業者であることを付しているがその理由は。	本工事は各家庭への給水管の引き込みが予想され、各家庭への引き込みについては指定工事事業者でないと行えないことになっているため、資格要件とした。
入札参加資格要件として格付基準点が700点以上であることとあるが、どのような基準で設定しているのか。	つくば市入札制度運用方針において、予定価格の範囲に応じて格付基準点を定めている。
低入札価格調査について具体的に伺いたい。	応札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、まず予備調査を行い、提出された内訳書の各諸費目について数値的判断基準を下回っていないかを確認している。予備調査で問題がなければ本調査に入り、事業者から提出された低入札価格調査書類を基に聞き取り調査を実施し、材料単価や労務関係等をヒアリングし契約しても問題がないか判断している。

<p>低入札価格調査票において、安全対策の計画について設計で計上している安全費は計上されており、追加の安全費も検討しているとのあるが、事業者の見積金額を確認すると、安全対策費は設計金額よりも少なくなっている。これは金額ではなく内容を見ての判断なのか。</p>	<p>交通整理員のクラスや人数は設計と同じ条件だが、県で定めた単価よりも低い単価で人員を確保できるため、金額は低くなっている。また、もし工期が延長された場合においても交通整理員の派遣は可能であることを確認しているとのことであったため、追加の安全費も検討しているという表現を用いた。</p>
<p>例え低い価格で入札しても、低入札価格調査においては事業者の自助努力と解釈されてしまうのであれば、調査そのものが単なる儀式と化しているのではないか。</p>	<p>以前は失格基準価格を設けていない時期があり、落札率が50%ということもあったが、今は失格基準価格を設けてそういうものを防止している。また、昨年4月から予備調査を実施しており数値的判断基準を下回った場合は無効としている。</p>
<p>予備調査において、数値的判断基準に合わせて諸費目の調整はできてしまうと考える。このような対策はなされてしまうという理解なのか。</p>	<p>今後の防止策として適正な利潤を確保した上で入札とするため、失格基準価格の引き上げ見直しや、予備調査の数値的判断基準の見直し等を行っていきたい。また、昨年4月から低入札価格調査基準価格を下回った場合は、現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務を認めないことや、前払い金を2割までに制限するなどなるべく適正な利潤を確保した価格での入札が図れるよう防止対策を行っている。</p>
<p>低入札調査を行った工事についてはその後適宜チェックを行うなどの体制になっているのか。</p>	<p>2500万以上の工事は中間検査を必ず1回以上行うことになっている。それに加え調査を行った工事については、現場代理人と技術者を兼務させないことで品質を確保し、また発注担当課で段階確認等を増やすなどを行っている。</p>

《評価》

この事案の入札及び契約事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 31市起道維第5号大砂地区道路改良舗装工事

《 特別簡易型総合評価方式による一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和元年(2019年)8月30日
主管課	建設部 道路管理課
種別	土木一式
入札者数	22者 (参加申請:28者)
予定価格	23,170,000円(税抜き)
落札額	18,360,000円(税抜き)
落札率	79.24%

質問・意見	回答・説明
総合評価方式を採用する基準はあるのか。	平成20年に特別簡易型総合評価方式の試行要領を制定し、数件実施した。平成23年に震災、平成24年に竜巻災害が発生した以後実施していなかったが、平成30年度から再度試行的に実施しているところである。 現在は様々な業種や価格帯を選択して、どういうものが適しているのか見極めている状態である。担当課には年度内に工事が完了するスケジュールの案件を抽出してもらっている。
入札価格が低いと評価値も上がっている印象を受けるが、どういう仕組みになっているのか。	除算方式を採用しており、標準点に加算点を加えた技術評価点を入札価格で割り整数に戻したものが評価値である。価格を含め総合的に評価する仕組みである。
予定価格が約2000万円の場合、1点あたり約20万円の差のようなのだが、加算点が10点であるため、最大で200万円の差と考えると、価格を抑えたほうが楽だという考えもあると思うがその点はどうなのか。	加算点を10点とすると、1点あたりは予定価格の約1%で、例えば予定価格が1億円だと1点あたり約100万円のため、点数の開きによっては何百万という差が出る。今回は予定価格が2000万円程度の安いものであるから、点数による価格差はあまり開かないという検証が出たので、今後総合評価はいくら以上の案件が適しているのかということも含めて検討していきたい。
無効となっている事業者が2者あるが、評価値はあるのか。	評価値はある。いずれも落札者よりも高い評価値であったが、一者は落札制限により無効となり、もう一者は低入札価格調査の予備調査の数値的判断基準に該当したため無効となっている。
低入札価格調査は、調査基準価格を下回った全ての事業者に対し行うのか。	落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回っていた場合、落札候補者のみ低入札価格調査を行う。

<p>低入札価格調査の予備調査の数値的判断基準を事業者はあらかじめ知っているものなのか。</p>	<p>低入札価格調査実施要領を市ホームページにて公表しているため、事業者は目安として知っている。</p>
<p>総合評価方式の評価点のつけ方が本当に透明性が高いのであれば、全案件に採用すべきではないかと思う。最低制限価格の算出に用いるランダム係数は事業者の努力を無駄にする。本当は1円でも安いところで良いはずなのにわざわざランダム係数で額を引き上げるとするのは矛盾を感じている。</p>	<p>今後の市の方向性として、総合評価方式を拡充していく予定である。ただし、総合評価方式では1案件ごとに学識者2名の意見をその都度聴取しなければならず、また、事業者が事前に提出した資料を全者分審査して評価点を付けなければならないため、事務量が相当増大することや、発注から契約までに至る期間が通常の一般競争入札よりも長くかかるというデメリットもあるため、いろいろ検討し案件を選定したうえで件数を増やしていきたいと考えている。</p>
<p>今回の工事は、直接工事費ではほとんど差は生じず共通仮設費、現場管理費、一般管理費で価格を抑えるような種類の工事なのか。</p>	<p>そうである。手持ちの仮設資材を使用したり、また今回の落札者は工事現場まで近いこともありそのような点で価格を抑えることができたとのことである。</p>

《評価》

この事案の入札及び契約事務は、適正に行われたものとする。

【事案3】 31国補二の宮幼稚園トイレ改修工事	
《 随意契約 》	
見積期日	令和元年(2019年)7月16日
主管課	建設部 公共施設整備課
種別	建築一式
見積者数	6者
予定価格	22,230,000円(税抜き)
見積金額	20,400,000円(税抜き)
比率	91.77%
質問・意見	回答・説明
<p>辞退者が多く、入札が不調になった理由は。</p>	<p>幼稚園や学校においては夏休み期間中に集中して工事を行うことを前提としており、これはつくば市以外の自治体でもそうであることから同時期に発注が集中したため、辞退者が多くなったと考える。</p>
<p>今回6者を選定しているが、何者のうちから6者に絞っているのか。 また、早急な対応が可能と見込まれるというのは具体的にはどのような要件を念頭に置いていたのか。</p>	<p>全体は31者である。 要件としては施工実績を考慮している。あとは谷田部地区での案件であるため、谷田部地区の事業者という地域性も考慮した。</p>
<p>夏休み期間中に集中的に施工する工事なので、1者の事業者が何か所も請け負うというのは事実上無理ということか。</p>	<p>期間が限定されているため複数か所を請け負うことは難しいところがあると思う。</p>
<p>入札の時には応札がなく、随意契約のときは6者とも見積もりを出してきているのはなぜか。</p>	<p>時期が限定される工事であるため技術者の確保が難しいが、聞き取りを行ったところ人材が確保できたという事業者もいた。</p>
<p>同様のトイレ改修工事はあと何年くらいかかるのか。</p>	<p>年次計画により改修を行っており、学校、幼稚園、保育所を全て完了するにはあと数年かかる。</p>

<p>工事の性質からして一般競争入札で運営していくこと自体がある程度難しい案件であると感じた。今回はどちらかというとユーザーの利益のために限られた期間に工事を発注せざるを得ないという特別な事情があるように思うため、随意契約なりに入札と同程度に透明性が保てるような基準を確立し、合理的に制度を運用すべきではないかと思う。</p>	<p>市では議会の決議を受けて全面一般競争入札ということで運用しているが、入札制度に関してはこれが正しいというものはないため、今後の検討課題とさせていただきたい。</p>
---	---

《評価》

この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。

## 【事案4】 31-2都市計画道路整備プログラム策定支援業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和元年(2019年)6月21日
主管課	建設部 道路計画課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	7者 (参加申請:7者)
予定価格	26,460,000円(税抜き)
落札額	21,397,000円(税抜き)
落札率	80.87%

質問・意見	回答・説明
今回のような都市計画道路整備プログラムの策定は初めてなのか。	つくば市合併後、平成5年3月につくば市市街地整備基本計画を策定しており、その中の市街地整備プログラムにおいて同様な策定業務を行っている。ただし、これは合併後の都市計画道路についてまとめたものであり、平成11年に市内の区画整理事業に基づき市道の23路線が新たに都市計画決定されており、それ以降では初めてである。
過去10年以内に同様な業務の実績を有するという条件に該当する事業者が44者いると説明があったが、例えばつくば市発注の交通量推計調査業務を受注した事業者は何者いるのか。	つくば市発注での実績を有した事業者はいない。
業務内容として交通事情を調べプログラムを作成するとなっているが、市内の道路事情や交通事情を把握している、もしくは同規模の市の交通事情を把握している事業者でないと、つくば市に合うプログラムができるのかなど疑問に思う。こういう事案こそ総合評価になじむのではないか。	都市計画道路整備プログラム策定は国の補助事業であり、県内でも行っているところが少なく情報等も少なかったため、茨城県内営業所を入札参加資格要件の一つとして設定し、一般競争入札により行った。
今回の業務は大半が人件費で有能な技術者をいかに安く雇えるかという部分があると思うが、有能な技術者を雇うよう入札参加資格の要件設定は今後どのような工夫をされるのか。	実際のところ、実績を注視することが一番適していると考えます。



<p>コンサルティングの結果がきちんと道路行政や交通渋滞解消などの改善に寄与しているのかという検証は、今後別の次元で行う必要があるような気がする。</p> <p>公的機関においては実績等でしか判断のしようがないため、事業者としては実績を作ることに営業努力が向いてしまう。実績を別の形で評価する方法はないのか。</p>	<p>委託業務についてはプロポーザル方式も採用しており、事業者の企画立案、プレゼンを行った上で総合的に評価するものである。ただし、この案件がプロポーザル方式によることが適しているかや評価項目としてどのような項目を設けるかなどの検討が必要であると考えます。</p>
<p>業務内容で渋滞対策と合わせて優先順位の決定とあるが、具体的にどこから整備すべきだという順位も報告書であげてくるのか。</p>	<p>現状の交通の流れや渋滞箇所を把握しながら、どこから整備すればまず大きな渋滞を回避できるか等を検討し、優先順位をつけることとなる。</p>
<p>《評価》 この事案の入札及び契約事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案5】 30市単圏推委第3号(仮称)つくばスマートIC補償算定業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和元年(2019年)8月22日
主管課	建設部 道路整備課
種別	補償関係コンサルタント
入札者数	6者 (参加申請:7者)
予定価格	2,900,000円(税抜き)
落札額	2,330,000円(税抜き)
落札率	80.34%

質問・意見	回答・説明
<p>僅差で決まったという印象を受けるが、毎回僅差になるものなのか。 また、大半は人件費と考えてよいのか。</p>	<p>参加者が少ないということもあるが、各者同じような方法で積算を行っているのではないかと推測される。 また、大半は人件費であり、積算は茨城県の歩掛けを用いている。</p>
<p>予定価格と落札価格で2割差が開いているが、これは予定価格の積算においては、資格者を入れしっかりやってもらいたいという意図があったのか、もしくは事業者の方が価格競争に入り込んでいるのか。</p>	<p>推測ではあるが、後者であると思う。今回の参加者は業務に慣れていると考えられ、内容がほぼ人件費であるため、内容を熟知しているものが少しでも早く済ませて価格を抑えているというようなことではないかと推測する。</p>
<p>参加可能者数が93者に対し、7者しか参加者がいないとなると、仕事として魅力がないのか、又は単価が安すぎるのか。公正に競争するのであればもう少し単価を上げる必要があるのかもしれないと思う。</p>	<p>業務量が比較的少なく安価な契約額の業務に補償業務管理士を1人配置するため、魅力がないのではないかと推測できる。積算については茨城県のシステムを用いており、補償業務管理士を配置するため割増しという積算は行っていないが、茨城県労務単価の技師単価を用いて積算しているので適正価格であると考えている。</p>
<p>変更調書で墳墓及び工作物に関する調査が必要になったとあるが、当初は分からず実際に現地に入ったら出てきたのか。</p>	<p>実際に補償算定業務に入ってから埋設物があることが分かったため、工期を延長し、その移転費の算定費用も追加となった。</p>

<p>今回の報告を受け地権者との交渉に入りますが、交渉が進まない場合はどうするのか。</p>	<p>補償算定で積算した金額であることを説明させていただき、ねばり強く交渉させていただくこととなる。</p>
<p>《評価》 この事案の入札及び契約事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案6】 31つくば市庁舎コミュニティ棟受付業務委託	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	平成31年(2019年)4月19日
主管課	市民部 文化芸術課
種別	業務委託
入札者数	12者 (参加申請:12者)
予定価格	4,829,000円(税抜き)
落札額	1,678,000円(税抜き)
落札率	34.75%
質問・意見	回答・説明
大半の入札者は予定価格と近い金額で入札しているが、落札者はなぜ予定価格の3分の1程度の価格で入札できるのか。	聞き取りによると、単体で見れば赤字の部分が想定されたが、当該落札者は本庁舎の業務を受注しており、それらの業務を含め事業全体で考え賃金や社会保障費等は確保した上で今回の価格で入札したとのことである。
サービスの質の確保は期待できるのか。	市民の方に対し業務低下がないように日常的に業務報告を受けている。また、実際に苦情等はない。
本庁舎とコミュニティ棟とで別々に競争入札をかけることの合理性はどうなのか。同じ業者が両方を担当し全体としてのコストが下がるのであれば、一括で入札にかけた方が合理的ではないのか。	コミュニティ棟については職員の増加により急遽昨年建築したものである。また、現状の管理が財務部と市民部で分かれている状況であるため、今後検討する部分があると思う。
本庁舎の受付業務は複数年契約で行っているようだが、コミュニティ棟の受付業務はなぜ1年ずつ行うのか。	本庁舎との整合が整っていない部分もあるため、将来的には本庁舎の複数年契約が切れる頃に調整していく必要はあると考えている。
業務内容としては資格を要さないようだが、単価はどのような基準に基づいて設定しているのか。予定価格が高いため、入札価格と差が生じているのではないかと思う。	受付業務の実績がある市内事業者3者から見積もりを徴し平均をとり、積算している。また、業務内容が複雑な部分があるためその業務については単価を若干高く設定している。

<p>全く今まで関与のない事業者が低価格で割り込んできたら混乱の原因になると思うが、本庁舎の業務を請け負っている事業者が、無理をして入札してきたような説明だったため、長期にわたりこの状況が続くことは健全ではないと思うが。業務委託の形態や範囲を調整し、適正価格で適正業務を行ってもらう方が合理的ではないかと思う。</p>	<p>その後の同業務の入札においては、落札率が極端に低くなることはなかった。今回のみ極端に低い結果だった。</p>
<p>今回の契約は最低制限価格は設けないのか。どういった契約に最低制限価格を設けるのか。</p>	<p>最低制限価格は、建設工事は予定価格が1億円以下の契約、測量・建設コンサルタントは全ての契約、役務業務は清掃、施設の総合管理、樹木管理、草刈りについて設けている。今後入札結果を見ながら必要に応じて拡充を図っていこうと思っている。</p> <p>今回の案件と同じようなことが続くようであれば最低制限価格を設けなければならないと思うが、その後の同業務の入札においては落札率は90%近くで通常の入札と同じようになっているところもあるため、少しの様子を見たいうえで検討していきたいと思っている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札及び契約事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案7】 31市税督促状(圧着はがき)印刷業務	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	平成31年(2019年)4月19日
主管課	財務部 納税課
種別	印刷請負業務
入札者数	4者 (参加申請:4者)
予定価格	1,800,000円(税抜き)
落札額	870,000円(税抜き)
落札率	48.33%
質問・意見	回答・説明
過去に同様な業務の発注をしたことはあるのか。その事業者はどこで、単価はいくらなのか。	昨年も発注しており、今回と同じ落札者が昨年も落札し、単価は1枚当たり5.74円であった。
市の積算では単価が1枚当たり12円だが、この予定価格が高いのではないのか。	3者から見積もりを徴し、予定価格を算出しているため適正価格であると考えます。
見積もりの金額はあくまで新たに版を作成した場合の金額で、様式さえ変わらなければ2回目以降はかなり格安に入札できるという構造になっていると思う。入札は新たに受けるという前提からすると、予定価格と入札価格に開きが出てしまうのはやむを得ないのか。	入札結果を見据えて予定価格を大きく引き下げて設定してしまうと不調になってしまう可能性があるため、慎重に対応しないとイケないと考えている。また、昨年4月から、積算の基準の定めがないものについては3者から見積もりを徴し平均をとるが、平均値から上下30%を超えるものについては異常値として棄却するという方法を採用している。仮に入札価格と同程度の見積もりが提出されたとしても、他社の見積もりが従来通りであれば棄却される可能性もある。現在は社会情勢に応じた適正な価格ということで平均値を用いる積算基準というのが主流となっているため、そのような運用を図っているところである。
公印のデータは回収しているのか。	データではなく、実際に紙に公印を押し渡して渡しており、終了後は回収している。
写真製版で事業者は版を作成していると思うが、版の回収は行わないのか。	紙で渡している印影は間違いなく回収しているが、版の回収については確認をとっていない。

<p>契約書において、公印の入った部分については 原版データを消去するという条文を設けた方が良 いのではないか。消去の証明はできないが、市の 信頼は法制度上は保たれるという構造になってく ると思う。</p>	<p>今後は流用などが行われないような擁護策を取り たいと思う。</p>
---	--

<p>《評価》 この事案の入札及び契約事務は、適正に行われたものとする。</p>
--